

[事案 19-32] 契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 1 月 23 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

転換後契約が説明を受けた内容と異なっていたことから、契約転換を取り消して元の契約に戻してほしいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 11 月、営業担当者の勧めで昭和 62 年加入の終身保険(死亡保険金 1,800 万円)の一部を転換して、死亡保険金を 1,200 万円に減額し、600 万円部分を別の保険に契約転換した。保険証券が届き、契約内容をよく確認したところ、営業担当者から説明された内容と下記の点で異なっていた。営業担当者の説明を信じ加入したが、話が違うので、契約転換を取り消して契約を元に戻してほしい。

転換前契約に付加されていた入院特約等が分割後の存続契約では付加されておらず、営業担当者からその説明がなかった。

転換後契約における死亡時の保障期間が 65 歳までであるのに、営業職員がその保障が終身であると思わせるような説明をした。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の申し出には応ずることは出来ない。

- (1) 申立人が争点として主張している転換後の入院給付金額については、契約転換に当り営業担当者が交付した説明資料に、新旧の「保障内容比較」が図面付で記載されており、また転換後契約の保険期間が 65 歳までであることも、説明資料に明らかに記載されている。
- (2) 営業担当者は、本件転換に当り、最初の訪問から約 3 週間程度かけ 4 回ほど申立人と面談し、その間、パンフレット、提案書、設計書等を交付のうえ、転換の内容を説明している。交付資料を見れば、転換内容は明らかであり、営業職員がこれらについて説明していない、あるいはこれらと異なる説明をしたことは到底考えられない。
- (3) 申立人は、「転換申込時点で多忙であったことから、内容をしっかり確認出来なかった」と主張するが、営業担当者は訪問から 3 週間程度かけて、十分な説明資料を示したうえで契約申込みに至ったものであり、申立人が多忙であることを奇貨として、十分に内容を理解させないまま契約を申込みさせたわけでない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面、申立人および営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき審理を行った。申立人の主張は、法律的には、契約の一部転換について詐欺による取消しを求め(民法 96 条 1 項)、または錯誤による無効(民法 95 条)を主張するものと解し、判断を行った。

(1) 詐欺による取消しについて

詐欺が成立するためには、欺罔行為(故意に事実を隠蔽し、または虚構して表示すること)と、故意(相手を欺こうとする意思と、欺くことにより一定の意思表示

をさせようとする意思)が必要であるが、当事者双方の事情聴取の結果を含めて、これらを裏付ける証拠はない。

(2) 錯誤無効について

申立人は、営業担当者から口頭による説明がなかったとするが、申立人の要求が認められるためには「要素の錯誤」が認められる必要がある。錯誤無効においては、表意者(申立人)に重大な過失があったときは、自らその無効を主張出来ないとされている。このような観点から申立人の要求について検討した。

(ア) 転換前契約の入院特約等が転換後の存続契約に付されていないことについて

契約転換の勧誘時に、保険会社から提示された「保障の仕組み」には、左半分に転換前契約の保障内容が、右半分には転換後契約(上段)と分割後存続契約(下段)の内容が記載されている。同資料によれば、分割後存続契約には入院特約等が付加されていないことが分かること、分割後存続契約には入院特約等は付加されていないが、転換後契約はこれに代わる保障内容の保険であり、同等以上の入院給付金が保障されていること、などを総合考慮すると、要素性以前に錯誤の存在自体を認めることが困難である。

(イ) 転換後契約における死亡保障の保険期間が65歳とされていることについて

上記「保障の仕組み」には、分かりにくいものの、転換後契約における死亡保険金のうち、三大疾病保障定期保険特約等にもとづく死亡保障は、保険料払込満了となる65歳で保障期間が終了することが記載されていること、「保障内容比較」の右半分の下段にはより分かりやすい形で記載されていること、「提案書」ではそのことが端的に(明瞭に)記載されていること、などを総合考慮すると、要素性以前に錯誤の存在自体を認めることが困難である。

(ウ) 上記2点について、仮に要素の錯誤が認められたとしても、申立人には重大な過失があったと評せざるを得ないので、申立人は自らその無効を主張することは出来ない。

以上のとおり、本件申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第40条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

【参考】

民法96条1項

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。